

## 《五農いじめ防止基本方針》

青森県立五所川原農林高等学校

### 1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「五農で学ぶ・五農は安全・五農は楽しい」を実現すべく、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「五農いじめ防止基本方針」を定める。

#### 【本校における基本方針（3つの柱）】

- (1) 厳正な授業・・・1時間1時間の授業を大切にしよう。
- (2) 相互理解・・・他の生徒を理解し、認め合おう。
- (3) 情報の伝達・・・いじめを見たり聞いたりしたら知らせよう。

### 2 「いじめ」について

#### (1) 定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本的な考え方

- ① 「いじめ」は絶対に許されない。
- ② 「いじめ」はいじめる側が悪い。
- ③ 「いじめ」はどの生徒にも、どのクラスでも起こり得る。

#### (3) 対応にあつたての留意点

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないようにする。いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面にとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ② けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応をする。
- ③ いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止委員会へ情報提供する。
- ④ 「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や生

徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応する。

(4) いじめの一般的態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応について

(1) いじめ防止委員会

いじめを未然防止し、早期発見する。また、いじめの認知を行う。

<構成員>

校長・教頭・生徒指導部主任及び副主任・学年主任・学科主任・養護教諭  
保健相談図書部主任・関係教職員

(2) いじめ対策委員会

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた取り組みを行う。

<構成員>

校長・教頭・生徒指導部主任及び副主任・学年主任・学科主任・養護教諭  
保健相談図書部主任・関係教職員

4 いじめの未然防止について

いじめの未然予防として、教育活動全体を通して、自己有用感・規範意識を高め、人間性・社会性を育てる。

(1) 学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

(2) 特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」（農業情報処理）における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見について

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

(1) 情報の収集

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・相談、訴え（生徒・保護者・地域）
- ・アンケートの実施（各学期毎実施）
- ・面談の定期実施

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置（保健室）、周知

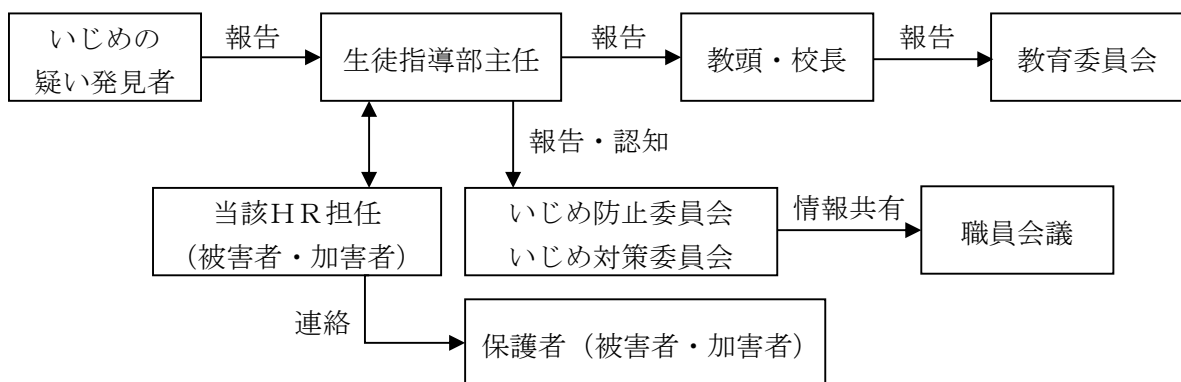
(3) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要注意生徒の実態把握

6 いじめへの対応について

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

<いじめ対応の流れ>



(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

- ・徹底的に守り通し、安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、一緒に考える
- ・活動の場を設定し、認め、励ます

- ・温かい人間関係をつくる
- ②いじめている生徒への対応
  - ・いじめの事実を確認する
  - ・いじめの背景・要因の理解に努める
  - ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる
  - ・いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りの支援をする
  - ・必要がある場合は懲戒を加える
- (2) 関係集団（観衆・傍観者）への対応
  - ・自分の問題として捉えさせる
  - ・望ましい人間関係づくりに努める
  - ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- (3) 保護者への対応
  - ①いじめられている生徒の保護者に対して
    - ・複数の教員で対応し、学校の決意を伝え、安心感を与えられるようにする
    - ・じっくりと話を聞く
    - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
    - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
  - ②いじめている生徒の保護者に対して
    - ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
    - ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
    - ・生徒や保護者の心情に配慮する
    - ・行動が変わるように努力するが、保護者の協力が必要であることを伝える
    - ・何か気がついたことがあれば報告してもらう
- (4) 関係機関との連携
 

学校だけでの解決が困難な場合、一体的な対応をすることが重要である

  - ①教育委員会との連携
    - ・関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法
    - ・関係機関との調整
  - ②警察との連携
    - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
    - ・犯罪等の違法行為がある場合
  - ③福祉関係との連携
    - ・家庭での養育に関する指導、助言
    - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
  - ④医療機関との連携
    - ・精神保健に関する相談
    - ・精神症状についての治療、指導・助言
    - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協力

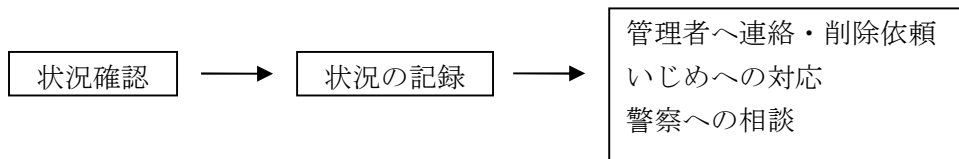
## 7 ネットいじめへの対応について

### (1) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
  - ・フィルタリング
  - ・保護者の見守り
- ②情報教育の充実
  - ・教科「情報」（農業情報処理）における情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(2) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール（警察との連携）
- ②不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消について

単に謝罪をもって安易にいじめ解消とはせず、次の2つの要件が満たされて、いじめが解消している状態であると判断する。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- いじめに係る行為が止んでいること
  - いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月の目安とする。
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合
  - ・「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態時の報告・協力依頼

重大事態が発生した場合、県教育委員会に報告するとともに、対応については、法に則して、県教育委員会に指導・助言を求めながら学校として組織的に動く

10 評価について

(1) 年度毎の取組について、アンケート実施

①生徒・保護者からのアンケート調査

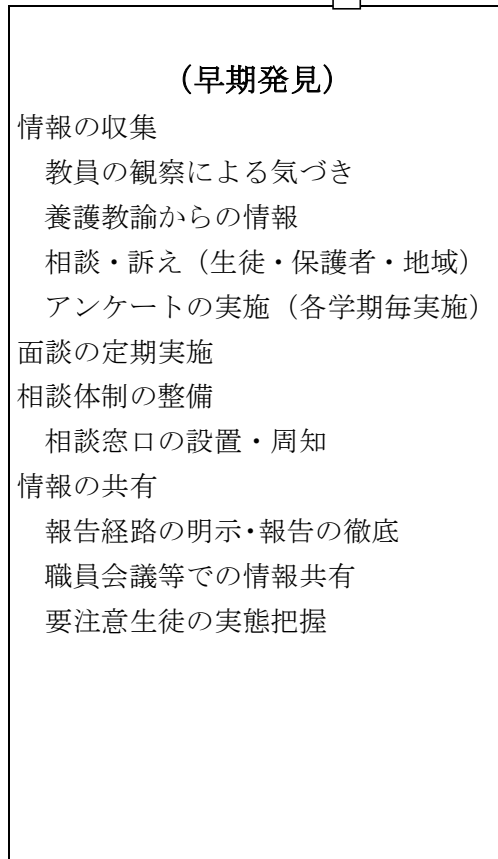
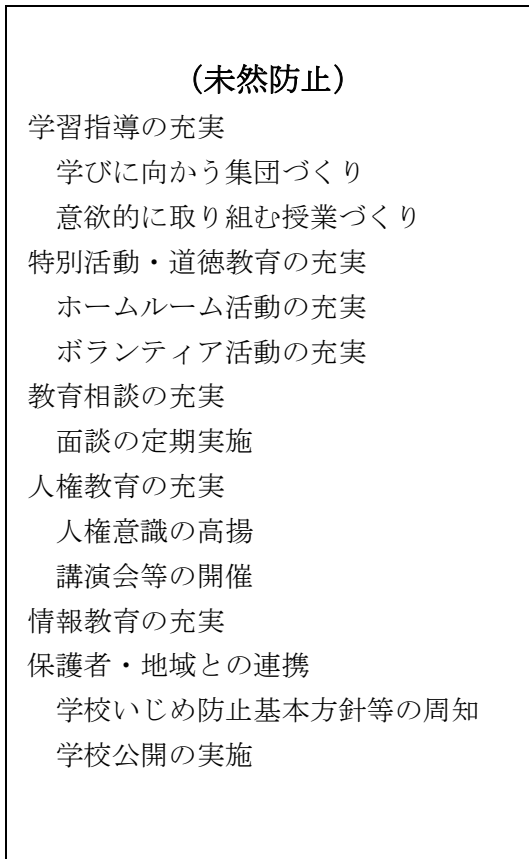
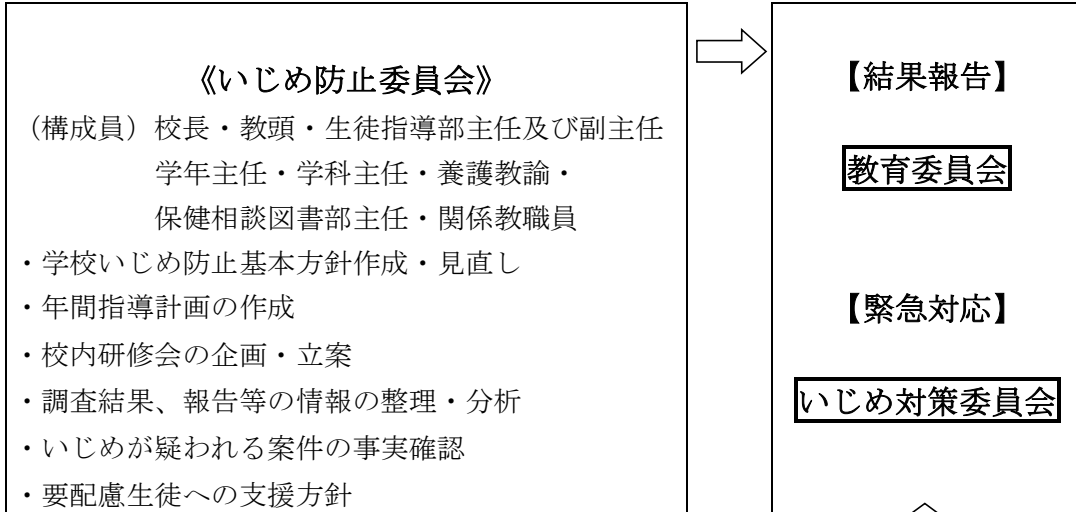
②教職員による自己評価

(2) いじめ防止委員会による検証

(3) 学校関係者評価委員会による評価

(4) 評価結果の公表・次年度の取組改善

**【日常の指導体制】：未然防止・早期発見**



【組織的対応】：いじめへの対応

